

史跡盛岡城跡整備基本計画（案）

【概要版】

盛岡市

I. 計画の概要

1. 計画の目的

本計画は、史跡保存管理計画において示された保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するための整備の基本計画を定めるものである。

2. 計画の期間

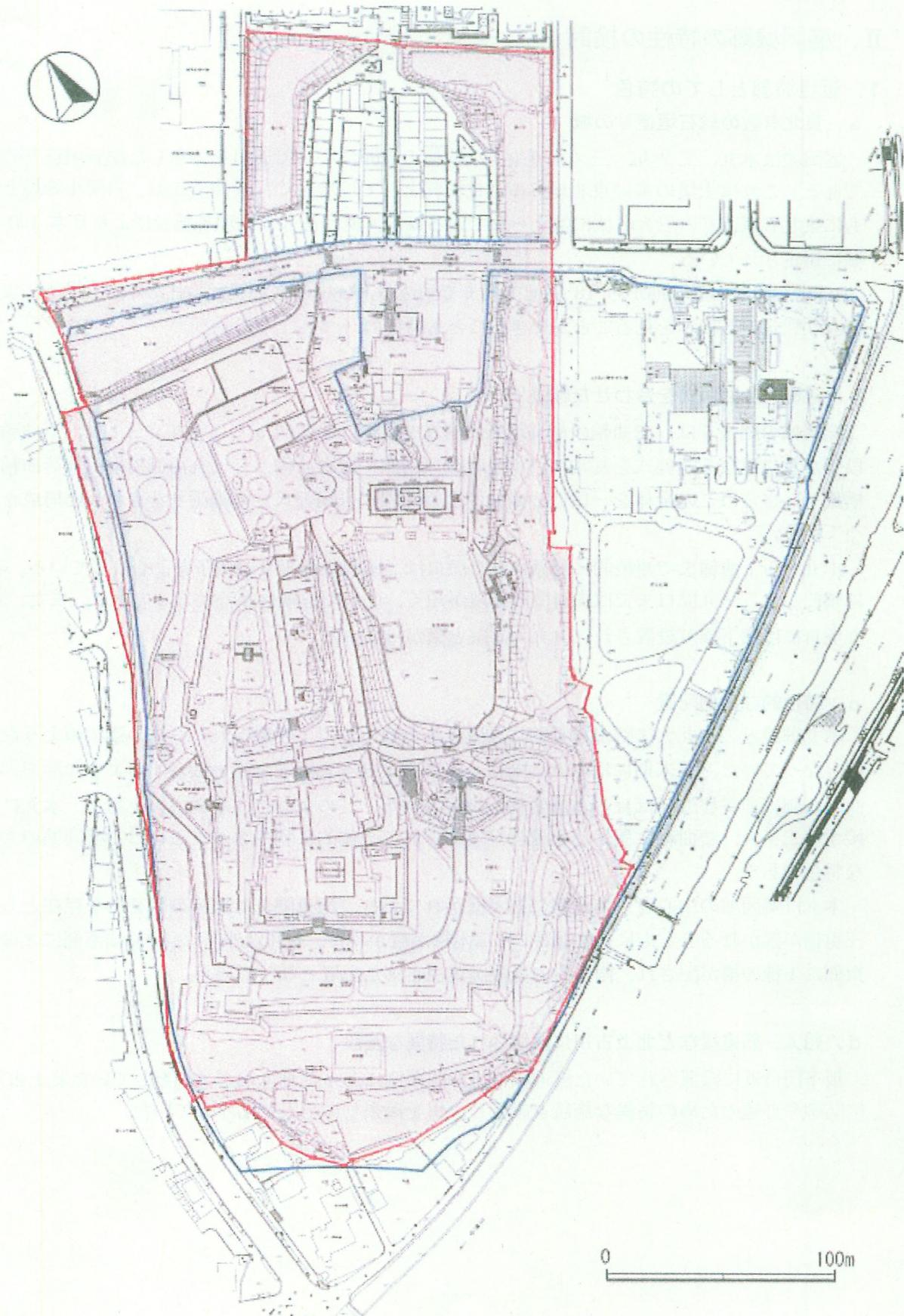
本計画の対象期間は、平成 25 年度から平成 44 年度までの 20 年間とし、前半の 10 年間を第Ⅰ期、後半の 10 年間を第Ⅱ期整備計画期間として、この期間における整備目標を策定するものとする。

また、計画期間内の実施が困難であるが、将来的に整備が必要と思料されるものについては、長期整備目標として位置づけるものとする。

なお、本計画については、第Ⅰ期整備計画期間の終了前に、事業の進捗状況や各種調査の進展等を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

3. 計画の対象範囲

本計画については史跡盛岡城跡の範囲を対象とするが、商業地（櫻山神社参道地区：保存管理計画第4種地区）については、将来のまちづくりについて、地元関係者等との協議を継続しつつ、本市全体のまちづくりとして長期的に整備を検討する地区と保存管理計画に位置づけていることから、本計画範囲から除外するものとする。



計画対象範囲

II. 盛岡城跡の特性の検討

1. 近世城郭としての特色

a. 東北有数の総石垣造りの城

盛岡城は本丸、二ノ丸、三ノ丸等主要な曲輪の周囲にすべて石垣を廻らした総石垣造りの城である。これは土墨の多い東北地方の近世城郭としては珍しく、会津若松城、白河小峰城とともに東北石垣造りの三大名城に数えられているほか、財団法人日本城郭協会により日本100名城に選定されている。

16世紀終末の築城期から18世紀中葉まで築造および積み直しが行われたため、場所により様々な様式の石積みを見ることができることも特色の一つとなっている。

b. 連郭式と回郭式を合わせた縄張り

盛岡城の縄張りは、内曲輪の最高地点に本丸を置き、北に向って二ノ丸、三ノ丸、下曲輪が段下がりに連なる連郭式を基軸に、本丸背後（南側）に腰曲輪、二ノ丸西側に榎山稻荷曲輪を構築し、さらにこの全体を一段低い曲輪が囲む回郭式（輪郭式）の縄張りを合わせた構成となっている。

本丸から下曲輪まで連続的に配置された虎口は、連郭式縄張りの様子をよく表している。特に鳩門から二ノ丸虎口までは虎口間の距離が短く、虎口の連続性が高くなっている。また、本丸虎口には廊下橋が設置され二ノ丸大書院と繋がっていた。

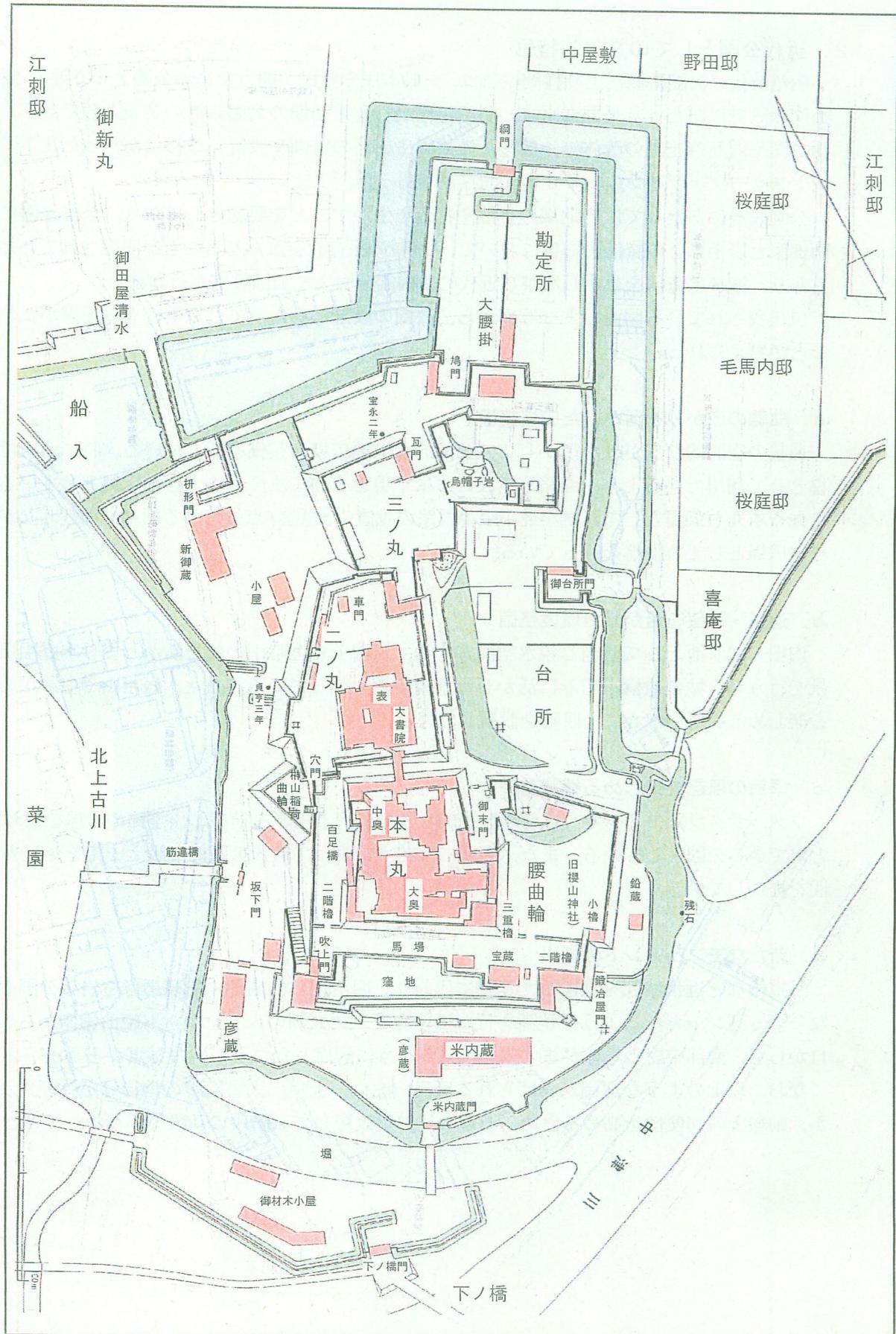
c. 特色的な建物配置

本丸御殿と二ノ丸大書院が本丸門に設置された廊下橋により繋がれ、一体の建物のような形態となっていた。幕末期には本丸二階櫓・長屋および本丸御殿二階と接合するような形で、腰曲輪西側に聖長楼と呼ばれる重層建物が設置された。このように、本丸内の建物と、本丸に隣接する二ノ丸、腰曲輪に置かれた建物が連結されて一体的に利用されたことは、盛岡城の大きな特色である。

本丸は盛岡城の中心として四隅に櫓が置かれており、南東隅には天守の代替的な存在として三重櫓が置かれるとともに、南西隅には二階櫓が置かれた。本丸以外には、腰曲輪南側に2棟、東側に1棟の櫓が配され、南からの景観が重視された配置となっていた。

d. 船入、筋違橋など北上古川に設置された特異な施設

坂下門付近に設置されていた筋違橋、柵形門西側にあった舟入など、堀としていた北上古川に防御や舟運のための特異な施設を設置し、川を縄張りに巧みに活かしていた。



城内（内曲輪）の建物配置復元図（江戸時代後期）

※盛岡市・盛岡市教育委員会「盛岡城」（1998）発行を編集

2. 近代公園としての文化的特色

明治時代の公園整備により盛岡城跡は、一般市民や県民が憩うための公園として再生された。公園の設計にあたった長岡安平は、明治年代から大正初期の公園設計の第一人者であり、飛鳥山公園や向島百花園の改修等、数多くの公園や街路の計画や設計、改修にあたった我が国のランドスケープデザインのパイオニア的存在であった。

公園設計にあたっては、地域の自然や特色を生かすことを要諦としており、公園整備に伴う南部家と岩手県との貸借契約書において、「城域の保存」を重んじることが明記されていたこともあり、城跡の遺構を生かしながら近代的な機能を備えた公園整備が行われた。

現在残されている図面および写真から、公園の設計にあたっては以下の点に配慮が払われたことが考えられる。

a. 曲輪の広がりを活かした広場整備

曲輪の空間的な広がりを活かして、公園的な緑地広場の整備を行っている。特に台所は運動場として利用できるよう、園路等も設けずに平場をそのまま一つの大きな広場としている。二ノ丸や本丸も公園として必要な最小限の園路の設置や、緑陰・点景とする樹木を植栽しながら、緑地広場としての整備を行っている。

b. 遺構・眺望を活かした環境整備

内堀を鶴ヶ池として整備し親水空間とする、烏帽子岩と時雨の松を活かして日本庭園風の修景を行う等、城の遺構を巧みに活かした景観整備を行っている。また、岩手山や中津川の眺望を楽しめる場所を中心に、四阿を設置している。

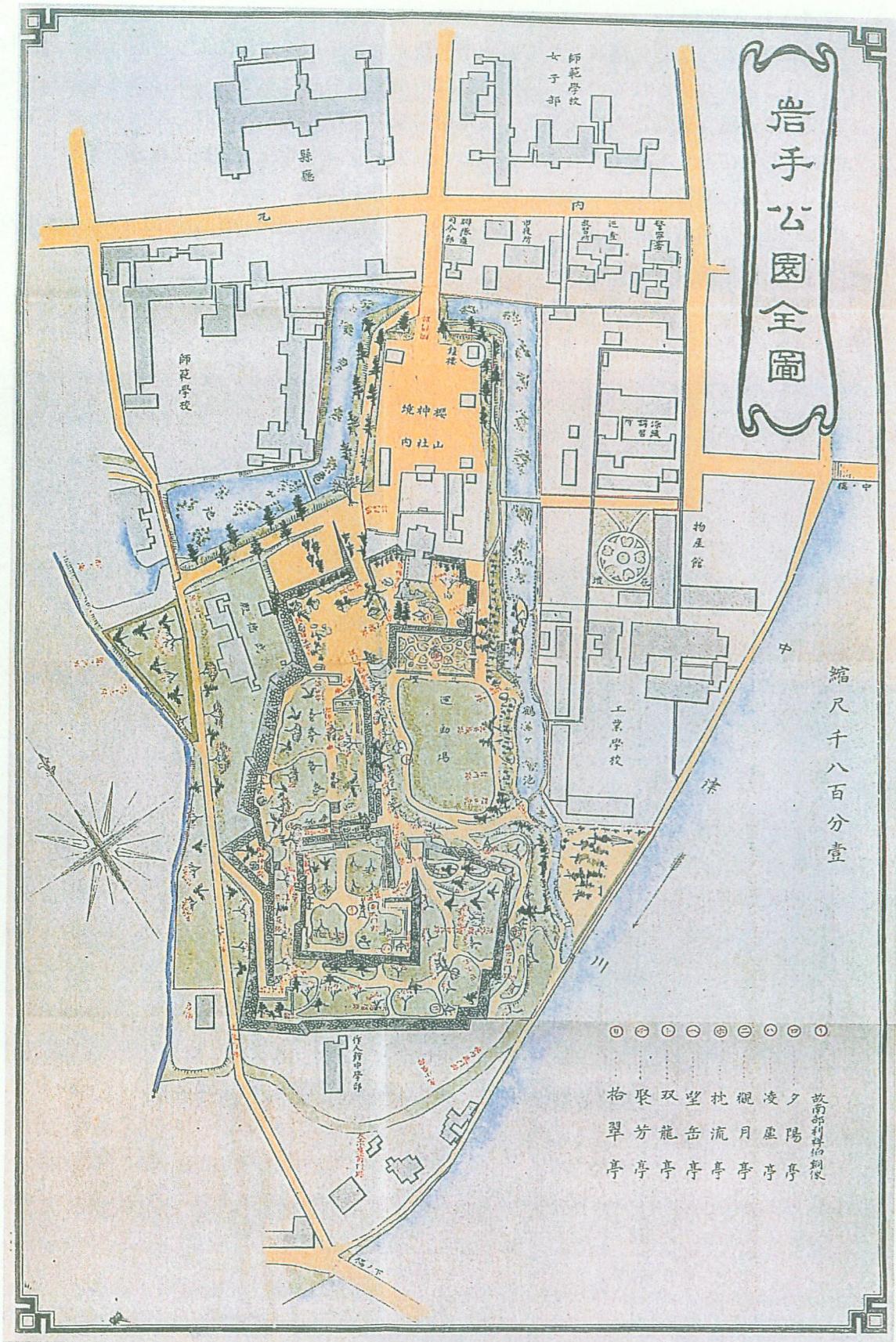
c. 季節の風趣を楽しめる植栽整備

ウメ、サクラ、モミジ等、城跡の歴史的な景観に適う樹木を植栽し、季節の風趣を楽しむことができる公園としている。また、台所には花壇を設けて近代公園的な設えで花を楽しめる空間を提供している。

d. 新たなモニュメントの創出

三重櫓など近世城郭を象徴した建物に代わり、明治期には南部中尉騎馬像を岩手公園の新たなモニュメントとなるような整備を行っている。二ノ丸側の入り口からも腰曲輪側からの入り口からも、南部中尉の銅像がまず視界に入るように配慮したことが、古写真からうかがえる。

なお、以上のような評価があげられる反面、虎口、土壘、大書院跡の地形等が改変されたほか、動線上の利便性を高めるため、石垣の一部を改変して石階段の新設等が行われている。

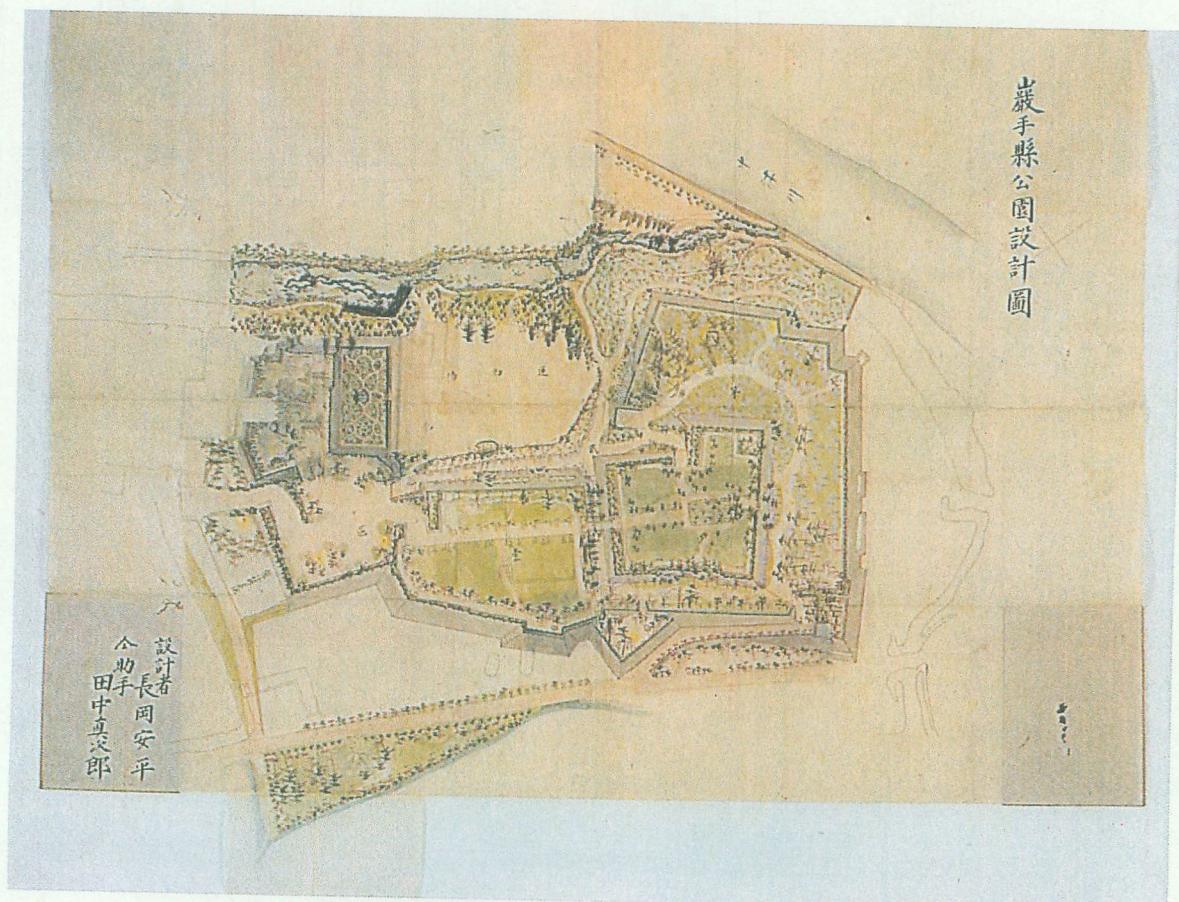


開園直後の岩手公園（図説盛岡四百年下巻Iより転載）

3. 期待される役割

盛岡市の代表的な歴史遺産として盛岡市の観光に寄与し、これにより中心市街地の活性化が図られることが期待されている。盛岡城跡は市街地の中心にあり、周辺には啄木賢治青春館、岩手銀行中ノ橋支店などの文化施設、文化財が数多く存在する。これらを活かしたまちなか観光の中心的存在として機能することが求められており、もりおか歴史文化館が開館したことにより、こうした期待は今後一層強くなることが予想される。

また、豊富な緑量を持つ市民の憩いの場としての役割のほか、市街地における災害時の避難場所としての役割も有している。



巖手縣公園設計圖 (財) 東京都公園協会 藏 (図面左が北)

III. 課題の抽出

現況と特性を踏まえて、以下のような課題を抽出した。

1. 史跡としての課題

①「城」らしい景観の欠如

城内の建物が取り壊され、ほとんど現存していないこと、明治時代の公園整備の際に虎口や土壘等の城郭として重要な遺構が撤去または改変されたこと、樹木が繁り盛岡城跡のなかで最も「城らしさ」を感じさせる遺構である石垣を眺望できる箇所が限られていること等から、「城らしさを感じさせる景観に乏しい。このため、中心市街地のランドマークとしての象徴性に欠ける状況となっている。

②石垣の変位

石垣変位調査の結果、腰曲輪西部、三ノ丸北部、三ノ丸南東部の3地区について変位累積が大きくなっている、震度5以上を記録する大きな地震の際に、三ノ丸北東部のように比較的大きな変位が観測された箇所もみられる。

現在のところ、平成13年度に緊急修理を行った吹上門坂石垣（明治の公園整備の際に積まれた箇所）ほどの変位量ではないことから、通常の経年変化の中では数年内に崩壊の危険があるとは考えにくいが、大きな地震が発生した場合は、他の箇所より崩落の危険性が高いと推察される。また、腰曲輪西部は、観光バス駐車帯からの主要観光ルートにあり、景観的にも来園者の不安を招きかねない状態である。災害時の広域避難所としての利活用等といった観点からも、早期の修理が必要である。

③特徴的な遺構の改変・撤去

廃城時や明治時代の公園整備、戦後の開発等により、盛岡城の特徴的な遺構（虎口、廊下橋等の建造物、筋違橋、舟入等）は数多くが失われている。盛岡城跡の近世城郭としての特性を表し、城としての象徴性を高めていくためにも、調査・研究に基づいたこれらの遺構の復元、表示、解説等を行っていくことが必要である。

④内堀および土壘の保全

内堀は戦後の都市計画道路「大通中ノ橋線」建設に伴い、堀跡に盛土がなされたことにより堀跡の連続性が遮断され、城本来の姿や堀の機能がわかりにくい状況となっている。また、堀跡の法面については、大半は低木の植栽がなされているが、成長した高木が眺望を遮断したり、一部倒木となる恐れがあるものも見られる等、景観の維持や安全性の確保などを目的とした植生管理が必要となっている。水質についても悪化が懸念され、浄化装置の稼働と併せて中津川からの浄化用水量の確保や日常の清掃、沈殿している落ち葉の除去や、物理的に汚泥等を除去する方法（浚渫・池干し）等について総合的に検討する必要がある。

⑤彦御蔵の整備活用

彦御蔵は現在、城内に存在する唯一の藩政時代の建造物である。現在は、積極的な活用がされておらず、彦御蔵が位置する腰曲輪下南地区も公園の維持管理のためのバックヤードのようになっており、来園者も少ない状況である。

彦御蔵の整備活用により盛岡城跡の歴史的建造物の様子を来園者に公開し、あわせて腰曲輪下南地区の環境整備も図っていく必要がある。

⑥調査研究の推進

盛岡城に関する史・資料については、城絵図や城下図のほか『盛岡藩家老席日記雑書』など、当時の様子や遺構の変遷を知ることのできる史料が現存している。

しかしながら、各種資料調査や発掘調査が継続的におこなわれていないことから、それらの調査成果等の普及・啓蒙など、積極的に盛岡城の歴史的な価値を周知する取り組みがあまりなされていない状況である。

また、未発見である城内建築物の復元につながるような史・資料の調査も積極的に取り組むことも必要である。

2. 公園および観光資源としての課題

①近代公園としての文化的価値の保全

長岡安平の設計による明治時代の公園設計については、近年までその文化的価値の評価に対する視点がなかったためか、花壇の撤去のほか計画性の無い植栽等により、当初意図された景観や風致が損なわれている点も見られる。

今後、史跡の保存整備との調整を図りながら、近代公園としての文化的価値の保全のための景観整備を行っていく必要がある。

②植栽の適切な維持・管理

ア. 遺構の保全及び景観の確保との調整

樹木については、来園者に緑陰を提供するという意味においても必要不可欠なものであるが、石垣上部及び石垣面には明治期以降に植樹、または自然発生した樹木が生育しており、石垣に対して悪影響を与えていた箇所も見られる。また、樹木の繁茂により内外からの眺望景観が阻害されているため、城内から岩手山や中津川などの「盛岡らしい」眺望景観が阻害されているほか、曲輪の空間的な広がりを感じることができない状況となっている。

併せて、腐朽等が進み倒木の恐れのある樹木も含め、必要に応じて伐採や剪定の措置が必要である。

イ. 古木の維持・管理

藩政時代に植栽された樹木については、明治時代に払い下げや売却が行われたことからほとんど残存していないが、樹径等から三ノ丸東部及び腰曲輪西側のエドヒガンザクラが藩政時代から残存する樹木と想定される。

明治時代の公園整備の際に植栽されたウメ・サクラについては、盛岡に春の訪れを知らせるとともに、市民の憩いの場としての役割を果たしている。腰曲輪のサクラや腰曲輪下南東部の

とともに、市民の憩いの場としての役割を果たしている。腰曲輪のサクラや腰曲輪下南東部のウメについては、一部で明治期に植栽されたものが残っている。

これらの古木については、貴重な遺産として保全のための維持・管理を行っていく必要がある。

③公園施設の総合的な再整備

現在の公園施設は老朽化しているものや、歴史的景観を阻害しているものが存在する。また、公園の維持管理のための施設や市民・観光客のためのインフォメーション施設等、現状では対応できない施設の必要性も認められる。

より多くの来園者が利用しやすい公園としていくため、遺構の保全と歴史的景観との調整を図りながら、エリア毎の機能・役割を整理した上で、公園施設の総合的な再整備を検討する必要がある。

④もりおか歴史文化館との連携の強化

もりおか歴史文化館は盛岡城跡を最大の展示物と捉え、盛岡城跡と一体化した運用で新たな観光スポットとしての活性化を図ることを大きな目的の一つとしている。この目的を叶えるために、今後、屋外展示機能を強化するとともに、インフォメーションのあり方や、アクセス性の向上等を検討していく必要がある。

3. 維持管理上の課題

1) 維持管理業務上の課題

盛岡城跡公園は、現在指定管理者により除草や清掃、施設の維持管理がなされているが、老朽化した施設に関しては、通常の維持管理の限界も散見される。

2) 整備事業の拡大等に伴う組織体制整備

本整備計画の策定に伴い、相当量の整備事業を長期にわたって推進していかなければならない。また、一定の整備の推進に伴い、新たな施設や建物の復元整備がなされた場合は、必要に応じた管理体制を検討する必要がある。

IV. 整備計画

1. 整備目標

盛岡城跡は、藩政時代は盛岡藩の中心として、明治時代以後は盛岡市の代表的な名所旧跡として、役割や機能を変えながら盛岡のランドマークとして位置づけられてきた。しかしながら、主に戦後の環境変化等により、ランドマークとしての象徴性が薄れつつある。

盛岡城跡の整備にあたっては、史跡・近世城郭としての歴史的価値と、近代以降の文化的景観の保全と調和を図りながら事業を推進することにより、盛岡のランドマークとして再生していくことを目標とする。

2. 整備の基本方針

~~跡~~ 整備目標および課題を踏まえ、整備基本方針を以下のとおりとした。

①城の象徴性を高める整備の実施

ア. 撤去・改変された遺構の整備

明治時代に撤去・改変された虎口や土壘、櫓台、地形等の整備を、状況に応じて実施し、曲輪ごとの歴史的景観を整備する。

イ. 歴史的建造物の復元整備

発掘調査や史・資料の調査成果に基づいて建造物の復元整備を行い、史跡としての象徴性を高める。また、現存する歴史的建造物である彦御蔵を積極的に活用する。

ウ. 城内外からの眺望の保全

適切な植生管理により、城郭の存在が周囲から認識できるよう眺望の保全を図るとともに、城内からの眺望の保全を図る。

②歴史的価値を構成する遺構の保全

ア. 石垣保存修理事業の推進

盛岡城跡を特色づける石垣の保存修理事業については、計画的に実施していく。特に、石垣変位調査で変位累積が大きいことが明らかになった三ノ丸北部及び西部、南東部の石垣については、安全性確保の観点からも早期に実施することを検討する。

また、雨水・雪解け等による流水により、土砂が裏込め石に流入したことによるものと思われる緩み・孕みが見られる腰曲輪北東の石垣の修理についても早期に実施することを検討する。

イ. 内堀の連続性の再現と環境保全

市道によって連続性が遮断している内堀については、長期的な視点で堀の連続性を再現していくことを検討する。また、浚渫や池干し等による水質の浄化や植栽管理による法面の保護等の保全対策を推進する。

③近代以降の文化的景観の保全

ア. 保全のための景観整備

江戸時代および明治時代より生育する古木の保全を行うとともに、明治時代の公園整備後に植栽された樹木については、近代公園の文化的景観保全の観点から適切な伐採や剪定を行い、曲輪の空間的な広がりを再生する。また、公園内の電柱や電線等、景観を阻害している施設については、その機能を損なわないような措置を講じた上で、順次撤去していく。

イ. 眺望景観の再生

本丸や二ノ丸からの岩手山、南昌山等の眺望景観については、景観を所掌する担当部局とも連携していく。

また、東側の中津川の眺望については、樹木の伐採、剪定等を行い再生していく。

ウ. 親水空間の再整備

鶴ヶ池沿いの樹木の間伐や剪定、園路の整備等を行い、親水空間としての鶴ヶ池の再整備を行う。

④都市公園・観光資源としての機能強化

ア. 拠点施設の整備

散策ルートの案内やガイドの申込み等、来園者に対する総合的な情報提供及び、管理拠点となる施設の設置を行い、都市公園・観光資源としてのサービス機能の強化を図る。

イ. 解説機能の強化と散策ルートの整備

盛岡城跡の歴史的重層性を踏まえた解説ストーリー（盛岡城の縄張りと建物解説、盛岡城の石垣解説、盛岡城文学散歩等）を検討し、これにあわせた散策ルートの設定・整備を行う。

ウ. 便益施設の再整備

老朽化した施設や虎口内等、史跡として相応しくない位置にある便益施設は、改修又は移転を行う。また、拠点施設へ統合可能なものについては統合を行う。

エ. 動線の整備

散策・観光用の動線にあたる園路については、より歩きやすく景観を損なわない舗装を検討する。また、台所で開催されるイベントの機材搬入や管理用車両の通行を、散策・観光用の主要動線から切り離し、より安全にスムーズに行えるような動線の整備を行う。

オ. ユニバーサルデザインの推進

史跡として可能な範囲で、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進していく。

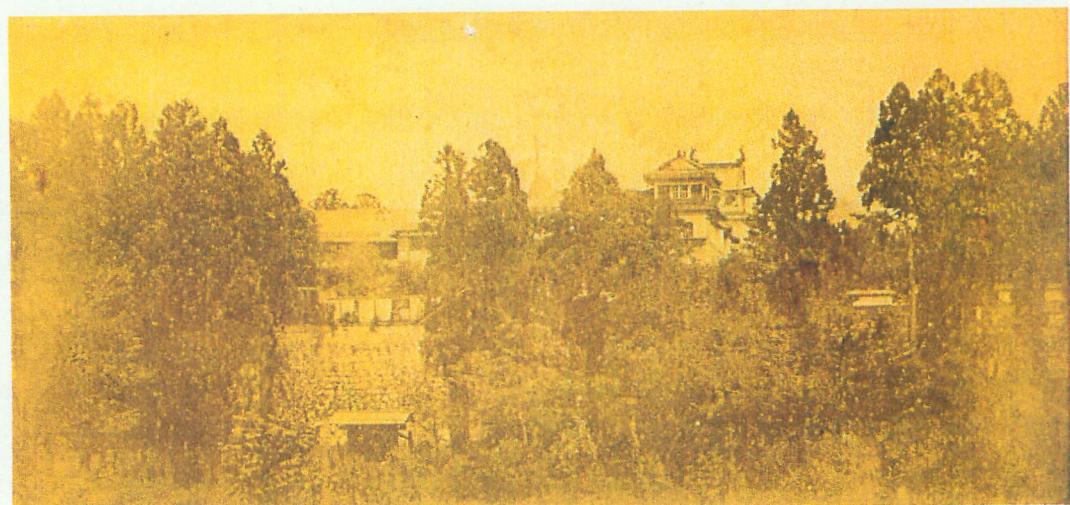
⑤管理運営および事業推進体制の強化

維持管理および事業推進体制の強化について、整備内容を踏まえ、必要に応じて対応する。

⑥基準とする年代

近世城郭遺構（建築物・石垣等）の保存整備については、石垣の構築が完了し、内曲輪に配された各施設が機能していた廃城期（幕末～明治7年（1874）以前）の状態を概ねの基準とする。ただし、遺構の残存状況や史・資料の内容によっては、曲輪や整備地区単位において、その他の適切な年代を検討することとする。

また、近代公園としての文化的価値を保全する範囲については、当初の公園整備の意図を尊重することとし、長岡安平による公園整備（明治39年（1906））の状態を概ねの基準とする。



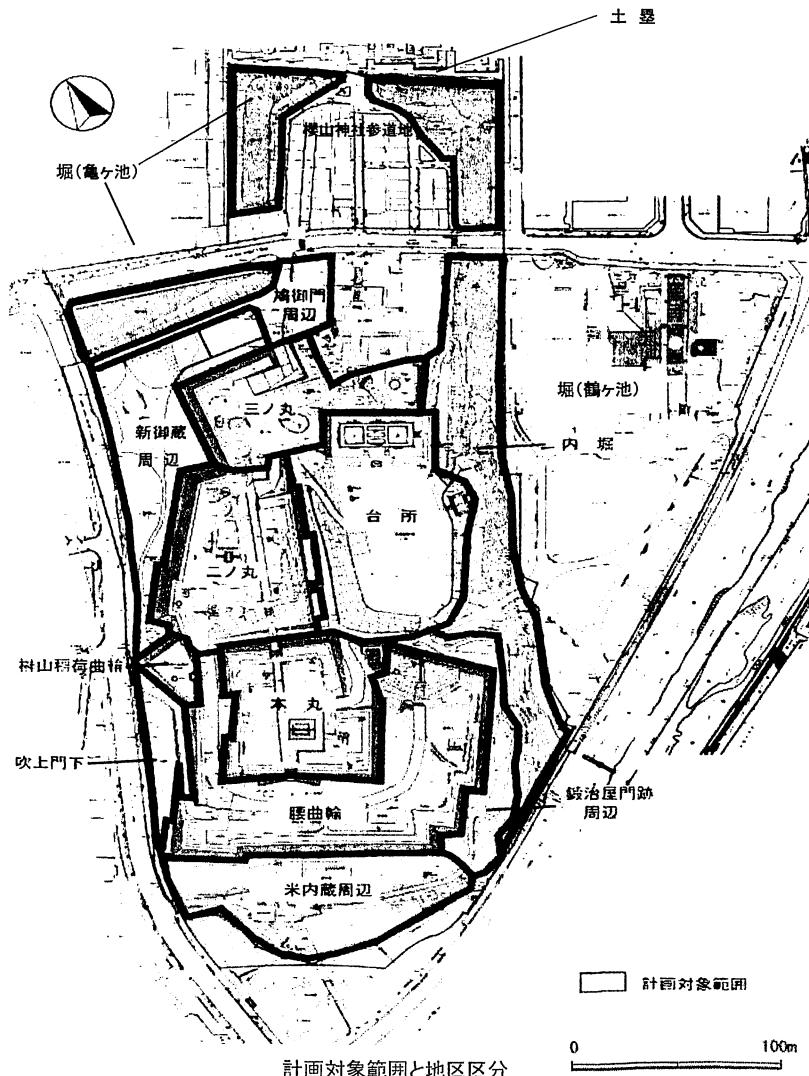
盛岡城古写真（盛岡市先人記念館 蔵）

3. 整備計画

■整備地区区分と整備内容

【整備目標】

史跡・近世城郭としての歴史的価値と、近代以降の文化的景観の保全と調和を図りながら事業を推進し、盛岡のランドマークとして再生する。



※櫻山神社参道地区については、将来のまちづくりについて、地元関係者等との協議を継続しつつ、本市全体のまちづくりとして長期的に整備を検討する地区と保存管理計画に位置づけていることから、本計画範囲から除外する。

計画期間	第Ⅰ期整備計画 (平成25~34年度)		第Ⅱ期整備計画 (平成35~44年度)	長期整備計画 (平成45年度以降)
	整備目標	整備地区		
整備目標	近世城郭としての保存整備と、盛岡のランドマークとして再生していくための基盤となる整備、利便性を高める施設整備を推進する。	本丸	・本丸御殿跡遺構確認調査 ・ベンチの再配置	・二階櫓の復元整備 ・廊下橋、百足橋の復元的整備 ・南側石段の撤去 ・御末門周辺石垣修理 ・本丸御殿の建物跡表示
整備地区	二ノ丸	・石垣現況調査(西側) ・石垣に影響のある樹木調査、伐採 ・ベンチの再配置	・西側石垣の修理 ・大書院跡の地形復元 ・北西部石土居の復元 ・土壠の復元(部分的に) ・園路の再配置	・三重櫓の復元(検討)
三ノ丸	・東部及び北西部の遺構確認調査 ・石垣現況調査(北側・西側) ・北部、西部、南東部石垣修理 ・南東部不明門石垣復元 ・石垣に影響のある樹木調査、伐採 ・エドヒガンザクラの保全(継続)	・橋台石垣復元整備		
腰曲輪	・吹上門周辺、聖長楼跡遺構確認調査 ・北東部石垣修理 ・石垣に影響のある樹木調査、伐採 ・サクラの保全	・吹上門枡形周辺及び門の復元整備 ・西側石垣修理 ・聖長楼跡遺構表示		
横山稻荷曲輪	・石段修理	・ハラ園の改修		
台所	・台所枡形跡遺構確認調査 ・台所枡形の形状表示(東側) ・西側法面の地形保全 ・トイレの移転			
新御蔵周辺	・北半部遺構確認調査 ・環境整備(修景等) ・二ノ丸下トイレの撤去			
鳩門周辺		・坂下門遺構表示(改修含む)	・門周辺遺構確認調査 ・土壠及び枡形復元	
吹上門下		・彦御蔵整備(休憩所として整備) ・既存プレハブ等の撤去等	・米内蔵門周辺遺構確認調査 ・米内蔵門及び枡形の復元	
米内蔵周辺		・ウメの保全(継続)		
鍛冶屋門周辺		・鶴ヶ池、亀ヶ池の浚渫または池干し、水質浄化 ・藤棚の改修 ・機材搬入動線(橋)整備 ・池周縁部園路整備	・鶴ヶ池の連続性再現	
堀・土壠		・電柱撤去、電線地中化 ・鉄柵の改修 ・拠点施設(ガイダンス・管理機能整備) ・主要な園路の改修 ・四阿の改修 ・サインの整理、更新、仕様の統一 ・景観に配慮した樹木の剪定、伐採	・柵の補修(塗装の更新等) ・主要な園路の補修 ・サインの補修 ・景観に配慮した樹木の剪定、伐採 ・施設や樹木の適正な維持管理	
全域で取り組む整備内容				・柵の補修 ・主要な園路の補修 ・サインの補修 ・施設や樹木の適正な維持管理

■第Ⅰ期整備計画期間の終了前に、事業の進捗状況や各種調査の進展等を勘査し、計画の見直しを行うものとする。

V. 今後の課題と取り組み

本計画において位置づけられた事業内容については、盛岡城跡整備委員会より指導助言を得ながら事業の進捗を図るものとする。

また、事業の進捗にあたっては、下記の項目について留意しつつ取り組むものとする。

1. 関係機関・団体等との調整

本計画を具体的に進め、事業を円滑に実施していくためには、関係機関・団体との調整を図るとともに、協力を得ることが必要である。

基本設計等の策定段階において、早い段階から関係部局・団体との協議を行い、相互の共通認識の上で事業を進める必要がある。

2. 基本・実施設計の策定

事業の実現のためには、本計画において定めた整備内容について、基本設計から実施設計への段階を踏まえ、遺構の復元、地形造成、遺構の表現、施設等の整備について、遺構の保全や歴史的・文化的な景観との整合性を図りつつ、より具体的に、かつ精度の高い設計図書としてまとめることが必要である。

3. 解決すべき課題と取り組み

(1) 各種調査の実施

- ①改変・撤去された遺構の規模、構造を把握するための発掘調査を実施する。
- ②遺構の復元につながる史・資料の調査、研究を継続的に実施する。

(2) 石垣修理の推進

- ①大きな地震が発生した場合、石垣の崩落する可能性が高い地点があることから、早期の修理が必要である。
- ②石垣の修理にあたっては、解体した石材によって立ち入りが制限される範囲が発生するため、石垣の解体・復元にあたっては、長期間石材が置かれる状況とならないよう、効率よく行う必要がある。

(3) 遺構整備と公園機能との調整

- ①遺構の復元整備にあたっては、公園としての機能や動線の確保に配慮しながら整備を実施するものとし、機能が損なわれる場合については、補完する施設等の設置を検討する必要がある。
- ②公園施設の改修や整備にあたっては、歴史的景観に配慮した意匠のものを設置する必要がある。

(4) 歴史的・文化的景観の確保と調整

- ①石垣に悪影響を与えている樹木だけではなく、城内外からの眺望景観や曲輪や広場の空間的

な広がりを阻害する樹木について、当史跡が市民の憩いの場であることも考慮し、伐採後の状況を想定したものを提示した上で、必要に応じて剪定・伐採を行う必要がある

②遺構等の復元整備後の状況が外部から見ることができ、かつ、復元建築物等からの眺望が確保されるよう、樹木等の剪定・伐採を行う必要がある。

③電柱の撤去や電線地中化については、設置者等との協議を進めつつ機能を確保しながら整備を進める必要がある。

④各種整備により、記念碑等の移設が必要となった場合は、設置者等関係者との協議を踏まえた上で実施する必要がある。

(5) 地形の保全

①整備が長期化することも想定されるため、台所西側等の斜面等地形の保全が必要な範囲については、雨等による洗掘への対策を講じる必要がある。

②内堀等に見られる傾斜して生育する樹木等については、倒木等により地形の保全に悪影響が及ぶ恐れがあるため、樹勢について注視するとともに、危険の度合いによって伐採等の措置を行う必要がある。

(6) 地元関係者との調整

①整備工事にあたっては、史跡地内及び周辺の住民に対し、事業内容等を説明し理解を得た上で着手する必要がある。

4. 活用事業の展開

盛岡城跡では、一年を通じて多くのイベントが開催されているが、より一層盛岡城跡の利活用を推進するためには、市民の関心を高めるとともに、観光客が史跡を訪れる機会を増やす取り組みを行うことが必要である。

遺構復元整備や公園施設整備といったハード面の整備だけではなく、盛岡城跡の歴史性をより多くの市民に周知するため、遺構確認調査の現地説明会や資料の研究成果を公表する機会を設けることや、盛岡城にちなんだイベントの開催等、史跡内の施設や隣接するもりおか歴史文化館と連携したソフト事業の展開が必要である。